

令和5年度バリューチェーン全体での脱炭素化推進モデル事業 公募要領

1 背景

「GX 実現に向けた基本方針」（令和5年2月閣議決定）において、我が国の GHG 排出量を 2050 年までに実質ゼロとするカーボンニュートラル実現のためには、大企業のみならず中堅・中小企業も含めたサプライチェーン全体での GX の取組が不可欠とされている。サプライチェーン全体での GX の取組を進めるためには、自社における排出量（Scope1,2）削減への取組だけでなく、バリューチェーン（VC）排出量（Scope3）の削減が必要であり、それに向けては自社だけでなく VC 上企業と連携した取組への支援が効果的となる。

他方で、VC 上の企業のうち、特に中小企業のなかには、脱炭素に向けた具体的な取組を進められていない、あるいは、そもそも自社の GHG 排出量の算定の必要性を認識していないという企業が存在している状況であり、このような状況において、VC 全体の排出量削減を進めるためには、例えばサプライヤエンゲージメントのような企業間連携や、企業の事業活動を支えている会計士や税理士をはじめとする支援機関等（以下、単に「支援機関等」という。）との連携により、個社ではなく共同で GHG 排出量の把握や削減に取り組む事が重要となる。

そのため、本事業では、複数主体による意識醸成、対策検討、データ連携等といった共同・連携で進める取組を支援し、VC 全体での排出量削減に向けた先進的なモデル事例を創出することを目的とする。

なお、本モデル事業の運営は、環境省から委託を受けたデロイトトーマツコンサルティング合同会社（以下、「デロイトトーマツ」という。）、ブルードットグリーン株式会社（以下、「ブルードットグリーン」という。）、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下、「SuMPO」という。）が事務局となって実施する。

2 モデル事業の内容

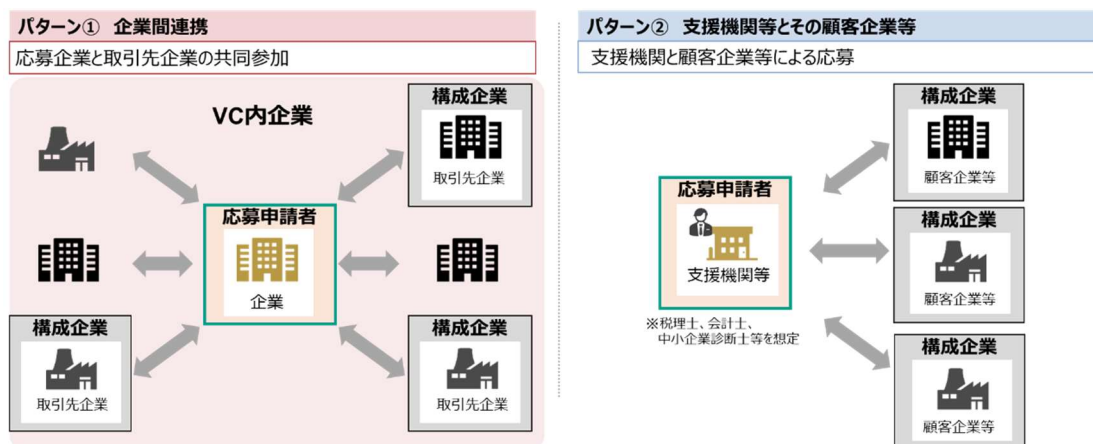
2.1 公募の対象

本モデル事業に応募できる企業・団体は、以下のパターン①またはパターン②に示すような複数主体から成るグループとし、グループを代表する1者が応募申請者となる。ただし、グループを構成する企業（以下、「構成企業」という。）は、1グループあたりの構成企業数は5社を上限とする。また、構成する全ての企業・団体が本モデル事業への応募条件に同意することを前提とする。

なお、本モデル事業ではパターン②の支援機関等として金融機関を対象外とする。

- ・パターン① 企業間連携
- ・パターン② 支援機関等（金融機関を除く）とその顧客企業

応募グループのパターン①・パターン②のイメージ



2.2 応募申請者に求められる役割と事務局による支援の進め方

採択された応募申請者は、令和5年8月～令和6年3月の約8カ月間、自らが主体的に下記2.2.1または2.2.2に示す取組を行い、事務局はその一連の取組の専門的助言を行う。この際、事務局が支援を行うのは、基本的に応募申請者のみに限り、構成企業に対し、直接的な支援は行わない想定だが、必要に応じて構成企業の施設・設備等の現地調査を行うことも想定している。

なお、令和6年1～3月には、社内報告会を開催し、更に事務局が開催する本モデル事業合同報告会および環境省が別途開催する脱炭素経営フォーラム（仮称）にも参加していただく。

2.2.1 パターン①企業間連携

パターン①では、応募申請者は「企業」とし、構成企業はその取引先企業（VC内企業）とする。

応募申請者は、応募申請者のVC排出量削減のために、構成企業（取引先企業）に対して行う働きかけ等の取組を事務局支援のもとで実施する。働きかけの例としては、構成企業の意識醸成や構成企業の排出量算定支援、再生可能エネルギーの共同購買などの削減手法の検討、排出量データの共有・連携方法等が挙げられる。

応募申請者から構成企業に対する働きかけや構成企業の取組内容は、一例として以下を想定しているが、応募申請者や構成企業のこれまでの取組状況や要望を踏まえて、その一部を重点的に実施するなど個別に調整する。

パターン①で想定される応募申請者と構成企業の取組内容（一例）



2.2.1 パターン②支援機関等（金融機関を除く）とその顧客企業

パターン②では、応募申請者は「支援機関等」とし、構成企業はその顧客企業等とする。ただし、本事業においては支援機関等として金融機関は対象外とする。

顧客企業の脱炭素経営促進のための働きかけを事務局の支援のもとで実施する。働きかけの例としては、顧客企業に対する意識醸成や排出量算定等が挙げられる。

応募申請者から構成企業に対する働きかけや構成企業の取組内容は、一例として以下を想定しているが、応募申請者や構成企業のこれまでの取組状況や要望を踏まえ、その一部を重点的に実施するなど個別に調整する。

パターン②で想定される応募申請者と構成企業の取組内容例



3 モデル事業への参加方法

3.1 応募手続き及び支援先企業等の採択

3.1.1 応募手続き

応募申請者は、申請書に必要事項を記載し、提出期限までに下記提出先へ電子メール

にて提出すること。

提出された申請書は本モデル事業の採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討以外の目的には使用しない。

3.1.2 募集期間

令和5年7月7日（金）～8月4日（金）17時必着

3.1.3 申請書提出先

令和5年度バリューチェーン全体での脱炭素化推進モデル事業事務局

E-mail : vc_support@bluedotgreen.co.jp

3.1.4 採択基準と採択数

次の評価項目を踏まえ、申請内容を総合的に評価し、取組内容や企業規模、業種などのバランス等を勘案しつつ、採択先を選定する。必要に応じて、申請書を提出した申請者に対し事務局から、申請書の内容に関する問合せやヒアリングを行う場合がある。

（審査及び審査内容は非公開）

応募条件を満たしている申請の中から、申請書の記載内容とヒアリング結果を総合的に考慮し、5グループ程度の支援先企業等を採択する予定。

パターン①の評価項目

必須条件	<ul style="list-style-type: none">1社以上の構成企業の参加が見込まれる構成企業が本モデル事業の応募条件に同意している
加点要素	<ul style="list-style-type: none">1社以上の構成企業の参加が確実である応募申請者が既に Scope3 を算定済である応募申請者が SBT 認定やそれに準ずる目標設定をしている応募申請者の Scope3 のうち、潜在的な削減余地が大きいカテゴリーの特定ができています構成企業に中小企業が含まれている応募申請者の取組が業界全体におけるモデル性を有するモデル事業終了後も取組の継続性が期待できる

パターン②の評価項目

必須条件	<ul style="list-style-type: none">1社以上の構成企業の参加が見込まれる構成企業が本モデル事業の応募条件に同意している構成企業に中小企業が含まれている
------	---

加要素	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1社以上の構成企業の参加が確実である ・ 支援機関等の脱炭素化に向けた取組方針が明確である ・ 支援機関等が既に構成企業から脱炭素経営に関する相談を受けている ・ 支援機関等が脱炭素経営支援に関する体制を構築している ・ 支援機関等が中小企業等に対し、脱炭素経営支援の実績を有している ・ 支援機関等の他の顧客への波及効果が期待できる ・ 他の支援機関等への波及効果が期待できる ・ モデル事業終了後も取組の継続性が期待できる
-----	--

4 その他、免責事項等

- 応募申請者および構成企業が環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと
- 応募申請者は、本モデル事業の採択に関する審査、及び採択後の支援メニューの検討のため、申請書に係る情報が環境省及び環境省の委託先事務局であるデロイトトーマツ、ブルードットグリーン、SuMPOにも共有されることに同意すること。
- 本モデル事業に関する構成企業の交通費等は、各構成企業が負担すること。
- 支援先企業等の名称は、環境省WEBサイト等において公表する。また、不採択となった応募申請者の名称は公表しない。
- 本モデル事業において作成した資料の著作権は環境省及びデロイトトーマツ、ブルードットグリーン、SuMPOに属し、構成企業は非独占的使用権を許諾されるものとする。(複製、改変に関しては自己利用のみ可能。)
- 合同報告会にかかる資料の著作権については、支援先企業等に属するものとする。ただし、環境省ホームページの著作権に関する規定(※)に則り、二次利用を許諾されたものとして扱うことに同意すること。
(URL) <http://www.env.go.jp/mail.html>
- 本モデル事業において、環境省及びデロイトトーマツ、ブルードットグリーン、SuMPOに提供された企業情報及び個人情報については、本モデル事業の遂行に必要なとされる範囲に限り、環境省、デロイトトーマツ、ブルードットグリーン、SuMPOが使用することに同意すること。
- 本モデル事業に著しい支障を与えると判断される場合においては、本モデル事業を中止する場合がある。
- 構成企業は、構成企業の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力

団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないことについて、確約したものとする。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、支援を中止する。